

会社情報等に対する信頼向上のための諸制度の見直しについて

平成16年11月29日
日本証券業協会

I. 見直しの趣旨

重要な会社情報の適時・適切な開示は、店頭売買有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保する上で不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものであります。しかしながら、先般、会社情報の開示が適切に行われず、投資者の信頼を損なうような事例がジャスダック市場においても判明し、発行会社並びに証券市場に寄せられる社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じております。

ついては、発行会社が投資者への適時・適切な会社情報の開示に真摯な姿勢で取り組む旨を宣誓する規定を設けるほか、現在、公開した時期によってその親会社等（非公開）に関する情報開示に差が生じる制度となっている点を見直すなど、ジャスダック市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、所要の見直しを行うこととします。

なお、店頭売買有価証券市場の市場運営業務を行っている(株)ジャスダックでは、現在、取引所有価証券市場の開設に関する免許を行政当局に申請しており、免許が得られ次第、以下の改正手続きは、(株)ジャスダック証券取引所に引き継がれることとなります。本協会は、(株)ジャスダック証券取引所による取引所有価証券市場の開設にあわせて、現在開設している店頭売買有価証券市場を閉鎖する予定であります。したがって、具体的な規則改正は、(株)ジャスダック証券取引所において実施されることとなります。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. 開示書類等の信頼向上 ① 発行会社の誠実な業務遂行に関する基本理念	・ 規則において、「発行会社は、投資者への適時・適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。」旨を規定することとします。	・ 「規則」とは、(株)ジャスダック証券取引所における規則となる予定です。以下同じ。

項 目	内 容	備 考
② 適時・適切な情報開示に関する宣誓及び宣誓事項に係る基準の整備	- 発行会社は、会社情報の投資者への適時・適切な提供等について、真摯な姿勢で臨む旨を宣誓するものとします。 - 宣誓事項について重大な違反を行った場合には、登録取消しの対象とします。	具体的には、代表取締役若しくは代表執行役が異動したとき又は前回の宣誓から5年経過した際に宣誓書を提出するものとします。
③ 有価証券報告書等の適正性に関する確認書	発行会社に対し、「有価証券報告書等（有価証券報告書及び半期報告書をいう。）の記載内容の適正性に関する確認書」の提出を求めることとします。	「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」とは、有価証券報告書等の提出者が、その提出時点において、当該有価証券報告書等の内容に不実の記載がないと認識している旨を記載した書面をいうものとします。ただし、証券取引法上の有価証券報告書等の任意添付書類（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条第1項第1号へ「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認書」等）を添付している場合には、当該書類の写しによることが出来るものとします。 - 当該確認書を提出したにもかかわらず、有価証券報告書等に虚偽の記載が認められた場合には、後述4.において整備することとしている虚偽記載に係る登録取消基準の対象となります。 - 改正規則の施行日以後に終了する事業年度から適用します。
④ 内部管理体制の状況の開示	発行会社に対し、公開会社として投資者からの信頼の維持・向上が確保されるよう、内部管理体制の整備状況等について、定期的の開示を求めることとします。	具体的には、発行会社の経営管理組織が適切に整備、確立及び運用され、組織的な経営が行われているかの観点から、内部牽制制度や内部監査体制の状況等について、開示することを求めることとします。

項 目	内 容	備 考
⑤ 公認会計士等	発行会社の財務諸表等の監査証明を行う者が監査法人でない場合は、2人以上の公認会計士による監査証明を求めることとします。	- 本協会の現行規則では、このような規定はありませんが、実務上、公認会計士を2人以上置くことを指導しております。 - 監査法人若しくは2人以上の公認会計士による監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書が内閣総理大臣等に提出されなかった場合は登録取消しの対象となります。 - 会計監査人の選任には株主総会の承認が必要となることを踏まえ、所要の経過措置を設けます。
2. 親会社等の会社情報の適時開示ルール等の見直し	- 現在、平成15年8月以後に公開した発行会社に対しては、親会社等の会社情報の適時開示を義務づけているところですが、すべての発行会社にこれを義務付けることとします。 - 親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、上場会社が親会社等の情報を把握することが困難であると本協会が認める場合は開示対象から除くこととします。 - 親会社等を有する発行会社は、決算内容の開示を行う際に、親会社等との関係に係る情報を開示することとします。	具体的には、親会社等の持株比率及び当該親会社等との取引の開示を規則において定めることとします。
3. 株主数の取消基準の見直し	現在、「1年以内に150人以上にならなかったとき」という規定を、「連続して2事業年度末において、150人以上にならなかったとき」に改め、登録取消制度の強化を図ることとします。	

項 目	内 容	備 考
4. 虚偽記載に係る登録取消基準の明確化	有価証券報告書等（有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類をいう。）のうち、財務諸表等（財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。）又は財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」を行った場合のいずれについても、登録取消しの対象とするよう、規則を整備することとします。	「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、①内閣総理大臣から訂正命令を受けた場合、②内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は③訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合をいうものとします。
5. 株式事務代行機関の設置	株式事務を代行機関に委託することをすべての発行会社に求め、登録後に当該委託をしないこととしたときは、登録を取り消すこととします。	株式事務代行機関の設置には定款変更が必要となることを踏まえ、所要の経過措置を設けます。
6. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた啓蒙活動	発行会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向け、本協会では、上記の制度改正を実施するほか、コーポレート・ガバナンスに関する講演・セミナー等を通じた啓蒙活動を引き続き推進いたします。	

III. 実施時期（予定）

平成17年1月中を目途に実施します。

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成16年11月29日から平成16年12月10日17:00まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(注) 住所、氏名、会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。なお、具体的な規則改正が
(株)ジャスダック証券取引所で行われる場合には、パブリック・コメントの内容を(株)ジャ
スダック証券取引所にお伝えすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 店頭市場部 (TEL03-3667-8459)